

利息制限法と公序良俗

小野秀誠著



信山社

<著者紹介>

小野秀誠 (おの・しゅうせい)

1954年 東京に生まれる

1976年 一橋大学法学部卒業

現在 一橋大学法学部教授

<主要著作>

危険負担の研究 (日本評論社, 1995年), 反対給付論の展開 (信山社, 1996年), 給付障害と危険の法理 (信山社, 1996年), 債権総論 (共著, 弘文堂, 1997年), 叢書民法総合判例研究・危険負担 (一粒社, 1999年), 「ツァシウスとフライブルク市法の改革」一橋論叢121巻1号 (1999年), The Law of Torts and the Japanese Civil Law, Hitotsubashi Journal of Law and Politics, vol.26-27, 1998-1999.

利息制限法と公序良俗

1999年 (平成11年) 6月20日 初版第1刷発行

著者 小野秀誠

発行者 今井貴近
渡辺左近

発行所 信山社出版株式会社

〔〒113-0033〕東京都文京区本郷6-2-9-102

電話 03(3818)1019

FAX 03(3818)0344

Printed in Japan.

©小野秀誠, 1999.

印刷・製本/勝美印刷・大三製本

ISBN4-7972-2145-3 C3332

資料 4-7-9
6-6

併シ確定議ニ於テ矢張り明治十年九月ノ利息制限法ヲ存スルト云フコトニ極ツテ其精神ニ依テ取得編ノ百八十七杯ガ置カレテ居リマス」(同)。民法典の原則は契約の自由であるとし、債務者の保護は、特別法にゆだねればたりとの考え方である。

同様の考慮は、消費貸借以外に質貸借においてもみられる。たとえば、質料・小作料の減免請求権について、起草者は、「貧民保護ノ政略」は、民法典ではなく、特別法によるべきものとして、現行の規定(六〇九条・六一〇条)をおいた(小野「収益の減取と質料・小作料の減免請求権 (Fremisio mercedis)」商論五五巻一七頁 [I・二二二頁所収])。起草者は、この減免請求権を、たんなる衡平上の権利としかみなかったからである。

利息制限法に関する民法審議の特徴は、民法の審議にさいして、特別法である利息制限法をも廃止してしまおうとした点である。

(20) 法典調査会・前掲一六五丁。利息制限法の廃止案は、明治二八年五月三十一日(第九〇回)の審議で未了・延期となり、第五八九条(現五八七条)が審議された。そして、六月四日(第九一回)の審議で、第五九〇条(現五八九条)の審議のまえに、乙第二二号議案「利息制限法ハ之ヲ廃スルコト」として再提出されたが、結局、多数をえられずに廃案となった。つまり、利息制限法は廃止されなかったことになったのである(同一五二一・一六五、一六六丁、前掲・法務図書館版二八一頁、商事法務版二一三頁)。

なお、公序良俗に関する現行民法典九〇条の起草過程については、大村・前掲論文(1)九頁以下参照。

(21) 民法施行法五二条「明治十年第六十六号布告利息制限法第三條ハ之ヲ削除ス」。また、利息制限法五条は、商法施行法一一七条によって商事には適用されない。商法施行法一一七条「明治十年第六十六号布告利息制限法第五条ノ規定ハ商事ニハ之ヲ適用セス」。さらに、商事法定利率は、六分とされる(商法五一四条)。

なお、新旧利息制限法の制限利率の変遷は、次頁のように整理される。

(22) 法典調査会原案四〇三条参照。法典調査会・民法議事速記録(学振版)一七巻二二八丁(前掲・法務図書館版第七冊一九頁以下、商事法務版三・二二頁以下)。起草担当者は、穂積陳重である。

(23) 法典調査会における注目するべき議論は、土方寧の発言によるものである。土方の「今後経済ノ変動ニ依テ」金利

第1篇 利息制限法と暴利の禁止

明治6年金穀貸附	法定利率・6分(改正国立銀行条例57条・年1割)			
旧利息制限法 明治10年 [1877]	100円未満	100円-1000円	1000円以上	民事法定利率5分 商事法定利率6分
	2割	1割5分	1割2分	
大正8年 [1919]	1割5分	1割2分	1割	
新利息制限法 昭和29年 [1954]	10万円未満	10万円-100万円	100万円	
	2割	1割8分	1割5分	

なお、いずれにしても、5分ないしは6分の利息の禁止(引いては微利の禁止)の沿革をひく西欧諸国の利息制限法との比較では、制限が比較的暖いことが注目される。西欧のものよりは、伝統的な、年利12パーセントを意味する「本金25兩利子金1分」に近いものといえよう。

下がったときには、この条文を改める考えかとの質問に対して、穂積陳重は、条文が変わることはあり、げんにオーストリアでは修正した。しかし「当分ノ内ハ之ヲ差支アルマイ」と答えている(一七巻二三〇丁、法務図書館版第七冊二二〇頁、商事法務版三・二四頁参照)。

ほかには、尾崎三良の利息制限法の存続に関する発言があり、そこでは、「日本現時ノ状況デハ」五分では金を借りることはできないとの指摘がされているにとどまる。利息制限法の存続に関する議論も出ているが、これは、消費貸借の部分の審議に委ねられた。

法定利率は暫定的なものであるとの起草者の考えからすれば、一九九〇年代の低金利の時代にも、五パーセントの利率を維持していることには、そうとうの問題があるといえよう。

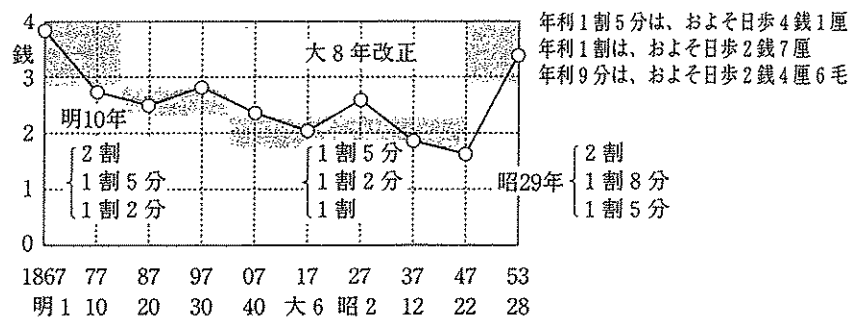
なお、昭和九年(一九三四年)施行の現行手形法四八条一項二号は、手形法統一契約の結果、ドイツ法などと同じく、所持人は、遡求をうける者に対して、年利六分の率による満期後の利息を請求しうるとしている(小切手法四四二条二号、ScheckG. Art. 46 II)。

また、法定利率については、旧民法の審議のときにも若干議論されている。法典調査会・旧民法議事速記録(学振版・財産取得編八八二条)一二巻九五丁〜九六丁(粟塚発言)。「日本ノ利息ハ六分(分)ガ原則テ、百円以下千円以上ト云フコトヲ行政法テ作ルノハ悪イノデアリマス」。その他の発言も、六分を前提としている。これは、明六年太政官布告を前提とする議論といえよう。

(24) Jakobs und Schubert, Die Beratungen des BGB, Bd. 2, 1978, §

銀行貸付実効金利の推移（日歩）

年	1867	1877	1887	1897	1907	1917	1927	1937	1947	1953
○	3.84	2.73	2.48	2.79	2.35	2.02	2.55	1.79	1.59	3.33



288 D & E (S. 313f.). もともと、エルザス・ロートリンゲンの提案 (antragen) は、必ずしも正式 (適式) の提案で
 は (nicht förmlich beantragen) ではなかった。
 (25) 廃止の理由は、このような大幅な規制を法律ではなく、警視庁令で行うことが、昭和二年五月三日に施行された新
 憲法の理念に反すると考えられたためであろう (憲法二二条)。
 (26) 昭和二四年貸金業等の取締に関する法律によると、貸金業を行う者は、あらかじめ氏名、住所ほかを記載した届出
 書を大蔵大臣に提出しなければならず (三条)、また、貸金業者でなければ貸金業を行ってはならないとしていた (五
 条)。利息制限法に直接に関係する規定はないが、臨時金利調整法の二条、五条、六条二項の金利の最高限度は、貸金
 業者の金銭の貸付の利率および金銭の貸借の媒介の手数料に準用されていた (八条)。
 この法律を廃止したことが、その後の、とくに八〇年代のサラ金問題の一因ともなった。
 (27) 田中和夫「利息制限法の周辺・下」手形研究二四六号六七頁。この法律によって各都道府県に庶民金融業協会が、
 その上部団体として全国庶民金融業協会連合会が設立された。この法律については、最高裁事務総局編・貸金業関係
 事件執務資料 (民事裁判資料一五九号・一九八五年) 三頁も、「目立った成果を挙げたとは言えない」とする。
 なお、森泉・前掲書二〇〇頁は、同法による、庶民金融協会会員による貸金業にかかる法令の遵守義務 (三条一
 項、四条) から、制限超過利息の授受の無効を主張している。
 近時の貸金業法については、後述第一節二(1)の参照。登録制が採用されている。
 (28) 森泉編「松本久二」小林元治・貸金業規制 (一九九三年) 二五五頁参照。
 (29) もちろん、新利息制限法は、利率だけを修正したわけではない。利息の天引や損害賠償額の制限など、旧法に規定
 されなかったもので、旧法の裁判上問題となった諸点にも改正を加えたのである (改正理由については、①制限利率
 の修正、②利息天引に関する新規定、③債権者が受領した元本以外の金銭を利息とみなしたこと、④賠償額の予定に
 ついての制限をおいたことがあげられている)。
 もっとも、金利が重要な契機をなしていたことについては、吉田昂「利息制限法解説」法曹時報六卷六号八二頁以
 下、八四頁、九一頁、法務省民事局「利息制限法及びその説明」中の2「利息制限法案理由説明書」、3「利息制限法

案逐条説明」民事月報九卷七号一八九頁、公証四号七一頁参
 照)。この新法の理念については、大河・前掲論文二七八頁以
 下。

また、明治以降、昭和二八年までの、銀行の貸出実行金利
 (東京)の一覧が、吉田・前掲論文一〇四頁にある。戦後のイ
 ンフレ期に、金利が上昇し、昭和二七年・二八年の証書貸付の
 金利の平均は、日歩三銭三厘となり (約一割二分)、利息制限
 法の制限を超えることが生じた。このような金利の上昇は、金融
 制度が整備されない明治一四年以前にみられるのみである。

また、これを簡略化したものをグラフにすると、上図のよう
 なる。ごく大まかにみると (戦争などの一時的要因を除くと)、
 明治後半から大正八年の改正の時期まで、利率は下がり続けて
 いる。前注(23)の起草時の議論からすると (今後経済ノ変動ニ
 依テ)金利が下がることもある、という)、利息制限法における
 利率の修正は、もっと早く行われるべきであったということに
 なる。

なお、旧法との比較のためにあげると、新法は、つぎのよう
 である。

「第一条(利息の最高値)金銭を目的とする消費貸借上の利息の契
 約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、
 その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合

年二割